

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（運営基準）（案）

資料2

		国の基準		あきる野市
		特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）	特定地域型保育事業 （家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）	
■利用定員に関する基準				
最低数との関係（従）	施設型給付 保育所・認定こども園：20人以上 （幼稚園型認定こども園・地方裁量型認定こども園は、施設全体で利用定員20人以上） 幼稚園：最低利用定員設定なし	利用定員については以下の通りとする。 ①家庭的保育事業 1人以上5人以下 ②小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下 ③小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ④居宅訪問型保育事業 1人 ※ 上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。		国基準どおり
児童の年齢との関係（従）	認定こども園：1号認定から3号認定までの子ども 幼稚園：1号認定の子ども 保育所：2号認定及び3号認定の子ども （※）認定の区分 1号認定・・・保育を必要としない満3歳以上小学校就学前の子ども 2号認定・・・保育を必要とする満3歳以上小学校就学前の子ども 3号認定・・・保育を必要とする満3歳未満の子ども	3号認定の子ども（保育を必要とする3歳未満の子）		家庭的保育者 （+家庭的保育補助者）
■運営に関する基準				
1 利用開始に伴う基準	（1）提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約（従） 施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供開始の際、保護者に対し事前説明を行い、同意を得ることを求める。 項目説明：運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担、その他の保護者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項（苦情処理体制、事故発生時の対応などの施設・事業の選択を左右する事項） 説明方法：文書交付（保護者の申し出に応じ電子ファイルの交付によることも可）+丁寧な説明	（1）提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約（従） 施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供開始の際、保護者に対し事前説明を行い、同意を得ることを求める。 項目説明：運営規程の概要、連携施設の種類の種類、職員の勤務体制、苦情処理体制、事故発生時の対応などの施設・事業の選択を左右する事項 説明方法：文書交付（保護者の申し出に応じ電子ファイルの交付によることも可）+丁寧な説明		国基準どおり
	（2）応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）（従） 支給認定保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申し込みがあった場合（選考が必要）、③その他特別な事情がある場合などを基本とする。 施設・事業者は、市町村が行うあっせん、要請、連絡調整等については、できる限り協力する。	（2）応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）（従） 支給認定保護者からの利用の申し込みを受けたとき、正当な理由なくこれを拒んではならない。「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申し込みがあった場合（選考が必要）、③その他特別な事情がある場合などを基本とする。 施設・事業者は、市町村が行うあっせんや連絡調整等については、できる限り協力する。		国基準どおり
	（3）定員を上回る場合の選考（従） 1号認定（教育標準時間児童）：抽選、先着順、設置者の理念に基づく選考等、選考方法を明示した上で行う。 2号・3号認定（保育認定児童）：保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	（3）定員を上回る場合の選考（従） 保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、優先的に利用できるよう選考する。		国基準どおり
	（4）支給認定資格の確認、支給認定の申請に係る援助（参） 施設・事業者は、支給資格を確認するため、利用開始に当たって、支給認定証の確認（利用期間等）を行う。施設・事業者は、支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をする。	（4）支給認定資格の確認、支給認定の申請に係る援助（参） 施設・事業者は、支給資格を確認するため、利用開始に当たって、支給認定証の確認（利用期間等）を行う。施設・事業者は、支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をする。		国基準どおり
	（5）保育・教育の提供が困難な場合の対応（参） 施設・事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な処置を講じるものとする。	（5）保育・教育の提供が困難な場合の対応（参） 施設・事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な処置を講じるものとする。		国基準どおり
		（6）連携施設の確保（従） 施設・事業者（居宅訪問型事業を除く）は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保するものとする（利用定員が20人以上の事業所内保育事業を除く） 居宅訪問方事業を行うものは、連携する障害児入所支援施設等を適切に確保する。		国基準どおり

凡例 （従）は従うべき基準、（参）は参酌すべき基準。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（運営基準）（案）

2 教育・保育の提供に伴う基準	<p>(1) 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供（従） 教育・保育施設：各基準に基づき、子どもの心身状況を踏まえた適切な教育・保育の提供義務 ①幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ②認定こども園（①を除く） 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。） ③幼稚園 幼稚園教育要領 ④保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>	<p>(1) 保育所保育指針等に則った教育・保育の提供（従） 保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、特定地域型保育の提供を適切に行う。</p>	国基準どおり
	<p>(2) 子どもの心身の状況の把握（参） 子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努め、その相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うこととする。</p>	<p>(2) 子どもの心身の状況の把握（参） 子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努め、その相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うこととする。</p>	国基準どおり
	<p>(3) 子どもの適切な処遇（従） ・利用児童の平等取扱い ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限の濫用禁止</p>	<p>(3) 子どもの適切な処遇（従） ・利用児童の平等取扱い ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限の濫用禁止</p>	国基準どおり
	<p>(4) 利用者負担（従） 施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとし、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や使途、理由を明示し、上乗せ徴収については同意を得る。</p>	<p>(4) 利用者負担（従） 施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとし、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示する。</p>	国基準どおり
	<p>(5) 特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外の利用）（参） 施設・事業者が、特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等については、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。</p>	<p>(5) 連携施設との連携（参） 特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めるものとする。</p>	国基準どおり
	<p>(6) 利用者に関する市への通知（不正受給の防止）（参） 保護者の虚偽等による教育・保育の提供を把握した場合の市町村への通知義務</p>	<p>(6) 利用者に関する市への通知（不正受給の防止）（参） 保護者の虚偽等による教育・保育の提供を把握した場合の市町村への通知義務</p>	国基準どおり
3 管理・運営等に関する基準	<p>(1) 運営規程の策定（参） (2) 秘密保持・個人情報管理（従） (3) 児童虐待・差別的取扱いの禁止（従） (4) 事故発生（再発）の防止、発生時の対応（従） (5) 評価（自己評価とそれに基づく改善、学校関係者（保護者等）評価、第三者評価等の受審の努力義務）（参） (6) 苦情処理（苦情処理受付窓口の設置等、市の指導監督等に対する協力、改善等）（参） (7) 会計区分（教育・保育施設、地域型保育事業ごとの区分経理、財務諸表の公表）（参） (8) 記録の整備（参）</p>	<p>(1) 運営規程の策定（参） (2) 秘密保持・個人情報管理（従） (3) 児童虐待・差別的取扱いの禁止（従） (4) 事故発生（再発）の防止、発生時の対応（従） (5) 評価（自己評価とそれに基づく改善、学校関係者（保護者等）評価、第三者評価等の受審の努力義務）（参） (6) 苦情処理（苦情処理受付窓口の設置等、市の指導監督等に対する協力、改善等）（参） (7) 会計区分（教育・保育施設、地域型保育事業ごとの区分経理、財務諸表の公表）（参） (8) 記録の整備（参）</p>	国基準どおり

凡例 (従)は従うべき基準、(参)は参酌すべき基準。